

アハッコ通信 No.11

【啓発コーナー】

「台風の被害はないですか？ 火災保険で修繕できますよ!!!」

などと勧誘されても、**すぐに契約しないようにしましょう。**

全国の消費生活センターには、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる。」
「保険金の請求も代行します。」など、「火災保険が使える。」と謳った、住宅の点検・修理の勧誘
に関する相談が多く寄せられています。

【トラブル事例】

先日、突然業者から電話があり、「火災保険を使って自己負担無しで修理できるので、家屋の点検をしませんか?」と言われ、来訪を承諾した。

点検の結果、雨樋の破損が見つかり、来訪した業者が、**保険金の請求申請も代行するというので、約50万円の雨樋の修繕工事契約を結んだ。**しかし、保険会社の審査で、雨樋の破損は、災害ではなく老朽化が原因と判断され保険金は支払われないことになった。

そのため、**工事契約の解約を業者に申し出たところ、契約時には全く説明のなかった、高額の違約金25万円を請求された。**



うちの店は、**「保険金が出ようが出まいが、解約は、一切お断り!」**
なんですよ
ホーホッホ!!

エ〜ッ、そんな!
保険金が出ないんだから、
解約してよ!



このようなトラブルを防ぐためには

- ★「保険金で自己負担なく住宅修理が出来る。」と勧誘されても、**すぐに契約するのはやめましょう!**
- ★特に、保険金請求代行手数料や工事の解約時の違約金などの説明をされていないというトラブルが多く発生しています。**契約前に、必ず手数料などを確認しましょう。**
- ★業者から「老朽化が原因でも災害で壊れたことにすれば大丈夫!」などと言われ、うその理由で保険金を請求すると、保険金の返還請求や保険契約を解除されたりすることがあります。また、詐欺罪に問われる可能性もありますので、うその理由での保険金の請求は絶対にしないでください。

対応に困ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう!

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

[生活情報コーナー]

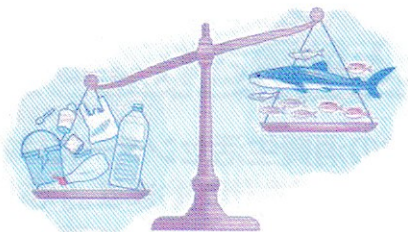
プラスチックごみのこと考えてみませんか？

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に大きな問題となっています。この問題がきっかけとなり、その対応策の一つとして2020年7月1日より、レジ袋が有料化されました。1年が過ぎ、多くの人が買い物の際にマイバックを利用するようになりましたが、レジ袋は、国内で出るプラスチックごみのわずか数%です。レジ袋の有料化だけで、ゴミ問題が解決するわけではありません。私たち一人一人がもっとできることを考えてみませんか。



■プラスチックごみが魚の量を上回る!?

世界全体で年間数百万トンものプラスチックが陸上から海洋へ流出しています。海洋生物がプラスチックを間違えて食べて死んでしまったり、魚の胃の中から大量のマイクロプラスチック(サイズがミリメートル以下の微細なプラスチック)が発見されたりしています。このままでは2050年までには魚の重量を上回る量のプラスチックごみが海にあふれると予測されています。



プラスチックごみはどこから海に？

プラスチックごみがポイ捨てされたり、屋外に放置されたりすると、雨や風によって河川に入り、海に流れ出てしまいます。

海のプラスチックのほとんどは陸から流れ出てきたごみです。日本では年間2万~6万トンものプラスチックごみが流出していると推計されています。



■一人一人ができること

プラスチックを燃やすと地球温暖化の原因となる温室効果ガスが多く発生します。温暖化は、地球規模の気候変動を引き起こすとされていて、一人一人がプラスチック製品の使い方を見直し、プラスチックごみを減らすことが地球環境を守ることに繋がります。



①ごみになるものを減らしましょう。

- スーパーの小分けのポリ袋の使用を減らす
- 環境負荷を考えて、商品を選ぶ
- 食品ロスをなくす

②物を大切に繰り返し使いましょう。

- マイバッグは定期的に洗濯し、清潔に長く使う
- 使い捨て容器はなるべく使用しない
- 詰め替え用ボトルなど繰り返し使える物を選ぶ

③ごみを原材料とし再生利用!!

- ごみは所定の場所・時間に分別して出す
- ポイ捨て・不法投棄はしない
- 屋外で出たゴミは持ち帰る

④清掃活動に参加しよう

- 自治会・町内会の清掃活動に積極的に参加する。

ボクもマイバックをいつも利用してるよ



令和2年度 消費生活相談の概要

1 相談件数

令和2年度に宮崎県消費生活センターに寄せられた相談件数は、前年度に比べ500件(9.2%)減少し、**4,942件**でした。このほか、市町村の消費生活相談窓口にも、5,709件の相談が寄せられました。

2 苦情相談の状況

(1) 相談者(契約当事者)の年代



※60歳代と70歳以上で、全体の40.2%を占めています。

(2) 苦情の多い主な品目

| 順位 | 品目 | 件数 | 主な相談内容 |
|------|-------------|----------|----------------------|
| 1(2) | 商品一般 | 454(519) | 宅配不在通知を騙る不審メール |
| 2(1) | 放送・コンテンツ等 | 429(536) | 情報サイト料金の不当請求 |
| 3(3) | 健康食品 | 340(323) | 定期購入・解約時のトラブル |
| 4(5) | 化粧品 | 205(188) | 定期購入・解約時のトラブル |
| 5(4) | レンタル・リース・貸借 | 196(222) | アパート退去時の敷金トラブル |
| 6(9) | 移動通信サービス | 184(145) | 携帯・スマートフォンの料金・解約トラブル |

()内は、前年度の順位及び件数

(3) 購入形態別の苦情件数 店舗以外での購入は、次のとおりです。全体の約半数を占めています。

| 順位 | 形態別 | 件数 | 主な品目 |
|----|---------------------|-------|--------------------|
| 1 | 通信販売 | 1,708 | 放送・コンテンツ等、健康食品 |
| 2 | 訪問販売 | 337 | 新聞、放送・コンテンツ等 |
| 3 | 電話勧誘販売 | 186 | インターネット通信サービス、健康食品 |
| 4 | マルチ・マルチまがい取引 | 71 | 健康食品、化粧品 |
| 5 | 訪問購入 | 31 | アクセサリ |
| 6 | ネガティブ・オプション(送りつけ商法) | 22 | 書籍・印刷物、DVD |
| 7 | その他無店舗販売 | 10 | 移動通信サービス、飲料 |

※その他無店舗販売：移動販売車、展示会等通常の店舗以外での販売

3 新型コロナウイルス感染症に関連した相談の状況

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談件数

令和2年度に受け付けた件数は351件であった。月別にみるとマスクの品不足等の相談が多く寄せられた4月の95件をピークに5月以降は徐々に減少傾向となった。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 件数 | 95 | 65 | 24 | 28 | 33 | 15 | 18 | 8 | 22 | 17 | 12 | 14 | 351 |

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する主な相談

マスク・消毒液等の品不足等に関する相談が最も多く、次いで、結婚式の延期、解約やキャンセル料に関する相談、持続化給付金や特別定額給付金など行政の支援制度に関する相談の順が多い。

| 順位 | 主な相談内容 | 相談件数 |
|----|--------------------------------|------|
| 1 | マスク・消毒液等の品不足に関する苦情や通信販売でのトラブル等 | 80 |
| 2 | 結婚式の延期・解約・キャンセル料に関する苦情等 | 28 |
| 3 | 持続化給付金や特別定額給付金など行政の支援制度に関する苦情 | 26 |
| 4 | 航空券の解約・キャンセル料に関する苦情等 | 15 |

[お知らせコーナー]

最寄りの相談窓口(市町村の相談窓口又は県消費生活センター)につながります。

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

各地域の相談窓口のご案内

宮崎市及び都市以外の窓口は
12:00~13:00を除きます。

| | | |
|--------------------|---------------|----------------|
| ● 延岡市消費生活センター | ☎0982-26-0111 | 月~金 8:30~17:15 |
| ● 日向地区広域消費生活センター | ☎0982-55-9111 | 月~金 8:30~17:15 |
| ● 西都児湯消費生活相談センター | ☎0983-23-2110 | 月~金 9:00~17:00 |
| ● 宮崎市消費生活センター | ☎0985-21-1755 | 月~金 8:30~17:00 |
| ● 日南串間消費生活センター | ☎0987-23-4390 | 月~金 9:00~16:00 |
| ● 西諸県地域消費生活相談窓口 | ☎0984-23-1179 | 月~金 9:00~16:00 |
| ● 都城市消費生活センター | ☎0986-23-7154 | 月~金 9:00~16:00 |
| ● 三股町福祉・消費生活相談センター | ☎0986-52-0999 | 月~金 9:00~16:00 |

宮崎県消費生活センター相談専用電話のご案内

来所される場合は必ず
事前にご相談ください。

| | | |
|----------------------|---------------|------------------|
| ● 宮崎県消費生活センター | ☎0985-25-0999 | } 月~金 9:00~17:00 |
| ● 宮崎県消費生活センター都城支所 | ☎0986-24-0999 | |
| ● 宮崎県消費生活センター延岡支所 | ☎0982-31-0999 | |
| ※終了時刻の30分前までにお電話ください | ☎0985-25-0999 | 土曜日 9:00~17:00 |

出前講座のご案内



【高齢者講座】



【若年者講座】

テーマ

- 暮らしの中の契約
- 悪質商法から高齢者を守る
- 知っておきたい食品表示
- クリーニングのかしこい利用法

消費生活に関するトラブルや悪質商法に巻き込まれないように、注意を呼びかける「出前講座」を行っています。職場の研修や高齢者クラブ、自治会、PTA、学校など県内どこへでも伺います。

詳しいことは、お近くの県消費生活センターへお問い合わせください。

出前講座問合せ

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 【消費生活センター】 | 【都城支所】 | 【延岡支所】 |
| ☎0985-32-7171 | ☎0986-24-0998 | ☎0982-31-0998 |

消費者教育コーナーのご案内

県消費生活センターのホームページに、消費者教育コーナーを設けています。

教材や実践事例などの資料を掲載していますので学校関係者、消費者教育に携わっていらっしゃる方、興味のある方は、是非一度、ご覧ください。

宮崎県消費生活センターホームページは

こんなのアリ?

Q検索



本紙に関するお問い合わせは ☎0985-32-7171(代表)